

標題 : 総務省通知「人事院規則 15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部改正等について」(2024年1月1日施行の夏季休暇の使用可能期間の見直し等関係)
発信番号 : 自治労情報2023第0208号
発信日付 : 2023年12月5日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体): 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

総務省は12月1日付けで通知「人事院規則 15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部改正等について」を発出しました。

今般の改正は、現行の夏季休暇の使用可能期間(7月～9月)が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内に休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員について、休暇の使用可能期間を6月～10月に拡大するものです。

人事院規則の改正を受け、自治体においても、夏季休暇の使用可能期間の見直しについて2024年1月1日より適用すべく、人事委員会規則等の改正など所要の措置を講じるよう求める通知となっています。

本通知を踏まえ、夏季休暇の使用可能期間の拡大にむけて交渉・協議をお願いします。

添付ファイル :

【通知】人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部改正等について(令和6年1月1日施行の夏季休暇の使用可能期間の見直し等関係).pdf

【参考】(令和5年職職-421)「計画表の活用による年次休暇及び夏季休暇の使用の促進について(職職-252)」の一部改正について.pdf

01_人事院規則15-14-42(職員の勤務時間、休日及び休暇).pdf

02_人事院規則15-15-20(非常勤職員の勤務時間及び休暇).pdf